## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	2022年 8月 26日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府長岡京市馬場図所1番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 三菱電機株式会社 リビング・デジタルメディア業務部 京都事務所長 佐久間 徹

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等				前年度					
	第一種特定製品の種類			年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数		
	エアコンディショナー			435 台	0 台	0 台	435 台		
	冷蔵機器及び冷凍機器			129 台	1 台	52 台	77 台		
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロン充塡量		代替フロン回収量			
	エアコンディショナー			0	キログラム	0	キログラム		
	冷蔵機器及び冷凍機器			5	キログラム	54	キログラム		
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	用	時	所内で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアル を作成し、それに基づき簡易点検を実施。					
	廃	棄	時	第一種特定製品の廃棄時は、当該機器のフロン管理担当者が府の登録 を受けた第一種フロン類充塡回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依 頼し適正に処理し確認することを所内規定に定め運用をしている。					
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時		る第一種特定製品の破損が無いか確	は、3ヶ月毎の簡§ 認。	易点検にて機器の		
	廃	棄	時			たことを確認し、 ロンが適切に処理			
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した 製品(トップランナー機器)を導入することを検討する。								
特記事項									
		*>= 115	川山地然の	推進に関する法律は	左右人 (亚巴11年末	· 人 您 1 40 日 )	に担合して		

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

<sup>2 「</sup>第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。